

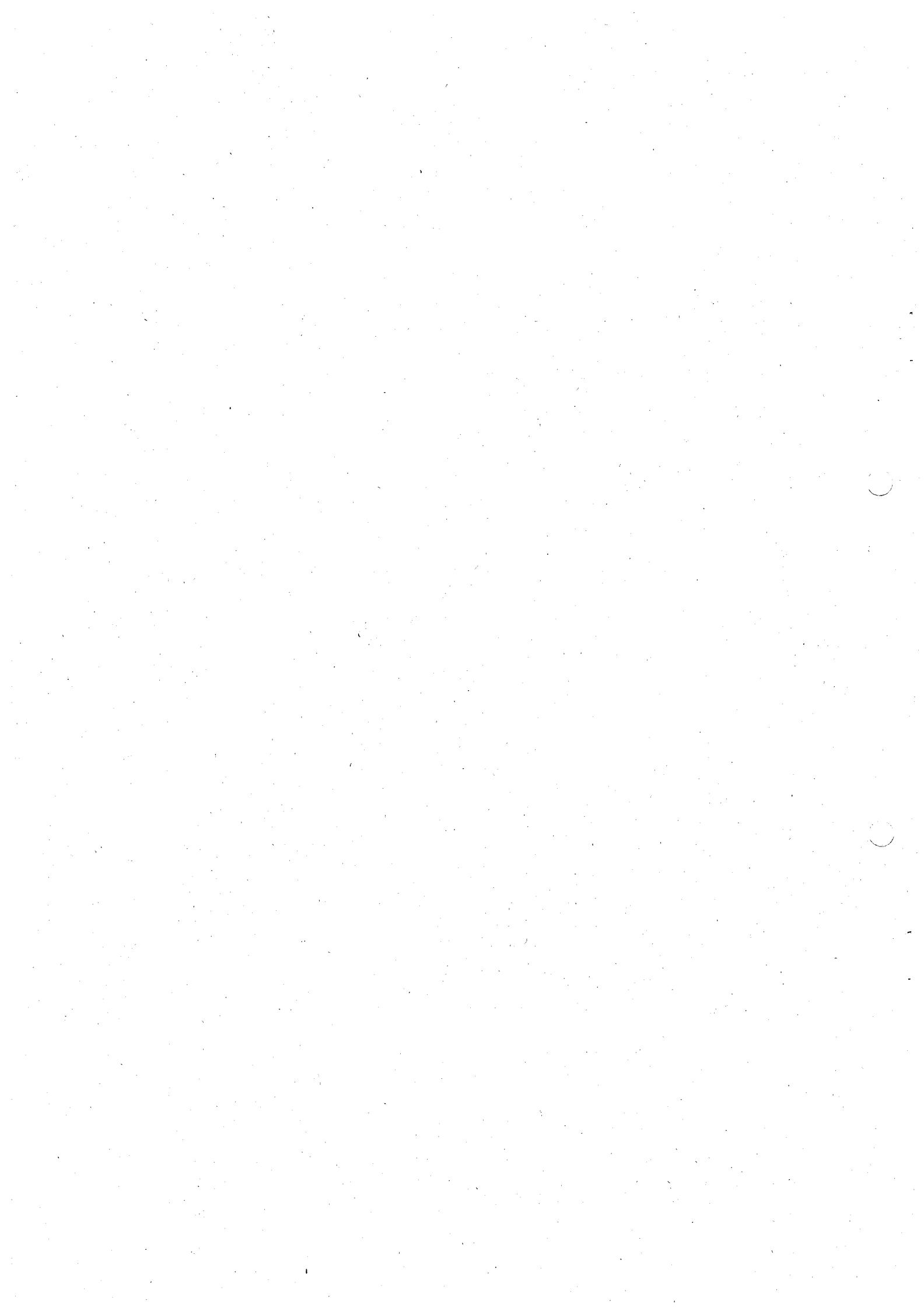
# 第4次山形県生涯学習振興計画(2次案)

「一人ひとりの個性が奏であり 輝く山形の未来を拓く生涯学習」

～自立、協働、創造～

(仮目標)

平成25年 1月16日  
山 形 県



## はじめに（知事巻頭言）

## ※はじめに（知事巻頭言）

### 第1編 基本的な考え方

1 生涯学習振興の歩み	1
(1) 「社会教育」から「生涯教育」へ	1
(2) 「生涯教育」から「生涯学習」へ	1
(3) 「個人の要望」と「社会の要請」にこたえる生涯学習へ	2
(4) 本県のこれまでの取組みの成果と課題	3
2 生涯学習振興の新たな展開をめざして	3
(1) 本県の生涯学習をめぐる状況	3
(2) 社会の変化に対応する必要性	4
3 本県がめざす生涯学習	5
(1) 本県の生涯学習振興	5
(2) 目標を構成する3つの視点	5
(3) 第4次山形県生涯学習振興計画の目標	6
4 第4次山形県生涯学習振興計画の性格・期間	6
(1) 性格	6
(2) 期間	6
5 施策の展開について	6
(1) 生涯学習の観点で整理した本県の特徴や課題	6
(2) 目標達成のための施策展開	6
I 自立する力と協働する力を培う学習機会の充実	7
II 多様な主体の協働による学習環境の整備	9
III 豊かさを創造できる生涯学習の推進	10

### 第2編 施策の展開（施策体系図）

I 自立する力と協働する力を培う学習機会の充実	
1 家庭での学び	11
2 学校での学び	14
3 社会での学び	17
(1) 幼児期	17
(2) 少年期	18
(3) 青年期	19
①ボランティア活動	19
②青年活動	21
(4) 成人期	22
①男女共同参画	22
②社会貢献活動・NPO活動の支援	23
③健康づくり	24

④ボランティア活動	25
⑤安心できる生活のための学習活動	26
⑥少子高齢社会への対応	28
⑦文化芸術活動、伝統文化の継承	29
⑧環境教育の推進	30
⑨就業や起業、地域産業の振興	32
⑩国際化への対応	33
(5) 高齢期	34
①地域参画・社会貢献	34
②健康・介護	35
(6) 生涯スポーツ	36
①スポーツ活動の推進	36
②スポーツ活動に親しむ機会の充実	38

## II 多様な主体の協働による学習環境の整備

1 学校・家庭・地域の連携協力	40
(1) 地域全体での学校教育支援	40
(2) 安全な居場所づくりと体験活動	41
(3) 読書活動の推進	43
(4) P T A活動の充実	44
2 大学・N P O等との連携協力	45
3 山形県生涯学習センターによる支援	47
4 社会教育施設による支援	49
(1) 山形県青少年教育施設	49
①「青年の家」の機能の充実	49
②「少年自然の家」の機能の充実	50
(2) 山形県立博物館	50
(3) 山形県立図書館	51

## III 豊かさを創造できる生涯学習の推進

1 学習情報提供・相談の充実	53
2 生涯学習推進体制の充実	53

◇資料編 (p1p~12)



## ◇第1編 基本的な考え方



## 1 生涯学習振興の歩み

### (1) 「社会教育」から「生涯教育」へ

○ 本県の生涯学習振興のはじまりは、生涯学習が生涯教育<sup>1</sup>と言われていた時期に遡ります。この時期の本県の生涯学習振興のための主な取組みには次のようなものがあります。

- ・山形県生涯教育推進基金の設立（昭和 53 年）
- ・「山形県生涯教育基本構想」答申（昭和 57 年）
- ・「山形県生涯教育センター基本構想」答申（昭和 60 年）

### (2) 「生涯教育」から「生涯学習」へ

○ 平成 2 年に「山形県生涯学習センター（遊学館）」が開館しました。昭和 59～62 年の臨時教育審議会以降、生涯学習は生涯教育を含む用語となつたために、当初は「山形県生涯教育センター」として構想されていましたが、現在の名称に変更されました。

○ 平成 4 年に「山形県生涯学習振興計画」が策定されました。この計画では、自主的な学習活動がより容易に行われるよう、「いつでも、どこでも、だれでも」学習を行える学習社会を構築することを理念としました。

○ 平成 4 年に、生涯学習審議会は、人々の生涯学習ニーズとして趣味やスポーツ等に関心が高いことから、もっと公共性の高い課題の学習活動もしてもらいたいとの期待を込めて、答申において、「地域の連帶」「まちづくり」「高齢化社会」「男女共同参画社会」等の現代的課題を例示しました。

○ 平成 9 年に「新山形県生涯学習振興計画」が策定されました。この計画では、学習の成果を活かす社会参加活動等の推進が必要であるとして、「社会参加活動につなげていく仕組みの整備」について検討するとしました。生涯学習とは「社会に参画していくための手段」であることが基本目標に明示されました。

○ 平成 11 年に、生涯学習審議会は「学習の成果を幅広く生かす－生涯学習の成果を生かすための方策について－」を答申し、行政が行う学習機会の提供に当たっては、従来の文化・教養タイプのものから、学習者の活動のために必要な能力を養う学習へと重点を移行させるべきであると指摘しました。

○ 平成 13 年には、本県において、「第 13 回全国生涯学習フェスティバル（まなびピア）」が開催されました。

<sup>1</sup>生涯教育：社会教育に生涯教育の概念を付け加えた、昭和 46 年の社会教育審議会答申以降に使われるようになった用語で、「生涯学習を推進、振興、援助、支援する」と整理されています。

○平成 14 年に「第 3 次山形県生涯学習振興計画」が策定されました。この計画では、前計画の考え方が継承され、生涯学習の新たな展開を目指し、「県民主体の学習の推進」「乳幼児教育、学校教育の重視」「参加力・交流力・創造力の向上のために」を基本的な考え方として、県民の学びの幅を広げたり、つなげたり、深めたりしていく振興策が示されました。

### (3) 「個人の要望」と「社会の要請」にこたえる生涯学習へ

○平成 16 年に、中央教育審議会生涯学習分科会は、これまでの生涯学習を踏まえ、生涯学習には個人的な興味・関心に基づく学び（個人の需要）と社会の存続を図るために学び（社会の要請<sup>2</sup>）があることを示しました。

○平成 18 年に教育基本法が改正され、第 3 条において生涯学習の理念が示されるとともに、第 12 条において「個人の要望」と並んで「社会の要請」にこたえる社会教育を国及び地方公共団体が奨励しなければならない旨が規定されました。

#### 教育基本法

##### 第 3 条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

##### 第 12 条（社会教育）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

○平成 18 年に、生涯学習振興行政の担当課が、知事部局から教育庁に移管され、「教育やまがた振興課」が担当課となりました。

○平成 20 年に、中央教育審議会は答申において、「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点を持つことの重要性を示しました。また、「生涯学習振興行政を推進するにあたり、社会教育行政はその中核的な役割を担うものである」とし、「個人の学習機会を充実することのみならずその成果を生かし得る環境を醸成することを、社会教育行政の任務として明確に位置付ける」ことの必要性を示しました。

○平成 22 年に、「教育やまがた振興課」が「生涯学習振興課」と名称を変えて現在の担当課となっています。

<sup>2</sup>社会の要請：「人間性豊かな生活を営むため」という学習者側からの視点ではなく、「社会の存続を図るために社会の側からの問題意識が強調されています。具体的には、「地域の連帯」「まちづくり」「高齢化社会」等の現代的課題への対応が求められており、取組みにあたっては、人々にそれらの学習を奨励して主体的な活動が行われるのを待つばかりでなく、今日の社会がそれを待てない状況もあるという認識から、より積極的な取組みを求めています。

#### (4) 本県のこれまでの取組みの成果と課題

本県のこれまでの生涯学習振興における主な成果や課題は以下のとおりです。

##### ①成果

- ・県、市町村、大学等で、数多くの講座が開設されるようになったこと。
- ・学習情報が積極的に提供され、県民の学ぶ意欲を育む環境が整備されてきたこと。
- ・講座の企画や運営に県民が参画するなど、県民の主体的な学習が行われるようになってきたこと。

##### ②課題

- ・より多くの人が生涯学習に取組むこと (資料編 p 1 参照)
- ・社会の要請にこたえる学習の充実を図ること (資料編 p 7 参照)
- ・よりよい社会をつくるため、生涯学習を推進できる体制を整えること

## 2 生涯学習振興の新たな展開をめざして

#### (1) 本県の生涯学習をめぐる状況

##### ①県民の学習の状況 (資料編 p 1 参照)

- ・学習に取組んでいる県民は、あまり多いとは言えない状況です。

##### ②県民の生涯学習に対する意識 (資料編 p 2 参照)

- ・生涯学習を自分のためばかりでなく、地域づくりにも活かしたいと思っている人が少なくありません。また、生涯学習の充実のためには、時間的ゆとりとともに、学習機会や学習情報の提供を必要としています。

##### ③県民のボランティア活動への参加状況 (資料編 p 4 参照)

ボランティア行動者率は全国1位、「まちづくりのための活動」(18.4%)は全国で3番目、「安全な生活のための活動」(7.7%)は全国で2番目に高い行動者率です。

##### ④県民の自治活動やコミュニティ活動への参加状況 (資料編 p 5 参照)

県政アンケート調査によると、住民同士の助けあいや支えあいによる活動を活性化するために、「活動の中心となるリーダーの養成」や「子どもの頃からの福祉教育の推進」等が必要であるという結果になっています。

##### ⑤山形県の社会関係資本の度合を示す各種指標値 (資料編 p 6 参照)

各種指標は、山形県は人と人の「つながり」の度合が高い県であることを示しています。「つながり」とは「社会関係資本」のことであり、それは「信頼関係」や「絆」あるいは「ネットワーク」といった言葉で言い表される人間関係が

生み出す力のことです。全国では「つながり」を再構築していかなければならぬ地域もあるのに対して、このような「つながり」が他県に比べて多く残っているのが本県の特徴であると言えます。

#### ⑥県内の成人対象とした学習の状況（資料編 p 7 参照）

「地域づくり」の講座や「健康・福祉」、「環境」などの現代的課題をテーマとした講座が公民館等を会場として行われています。しかし、依然として趣味や地域学習、スポーツ・レクリエーション等の比率が高く、平成19年以降、社会の要請による学びの場が減少していることが懸念されます。

### （2）社会の変化に対応する必要性

第3次計画策定以降、情報通信機器の高度化を伴いながら、社会や経済のグローバル化はより一層進展し、経済競争の激化に伴って、産業構造や雇用環境が大きく変容しました。また、少子・高齢化を伴う人口減少、地域社会の人間関係の希薄化や人々の孤立化、エネルギー問題、環境保護、自然災害への対応等、日常の暮らしの中に新たな課題や不安が顕在化してきています。

そのため、自己の人格を磨くための一人ひとりの学びをより充実させつつ、このような社会の変化に対応し、自立した個人が協働して課題を解決するための学びが一層大切にされるようになってきました。こうした要請は、平成23年の東日本大震災以降、一層高まってきています。

本県においても、趣味やスポーツ・レクリエーション等の講座をさらに充実させていくとともに、「地域づくり」の講座等にも力を入れ、「個人の要望」と「社会の要請」のバランスのとれた生涯学習を推進していくことが求められています。

#### これまでの生涯学習（社会の要請による学びが少なかった）

【個人の要望による学び】←

→ 【社会の要請にこたえる学び】



#### これからの生涯学習（社会の要請にこたえる学びにも力を入れバランスをとり、両方をさらに充実）

【個人の要望による学び】←

→ 【社会の要請にこたえる学び】

### 3 本県がめざす生涯学習

#### (1) 本県の生涯学習振興

これまでの成果や課題をふまえ、これからは、人格を磨き一人ひとりが豊かに生きる学びをさらに充実させるとともに、学んだ成果を社会のために活かしたり、絆づくりやより良い地域をつくるための学びについても充実を図り、個人の要望と社会の要請にこたえるバランスのとれた生涯学習をめざす必要があります。

生涯にわたり「よく学び、心豊かに生きること」「知恵と技を磨き、しなやかに生きること」「体を鍛え、健やかに生きること」、そして「力を合わせ、潤いのある社会をつくること」をめざす学習が行われることにより、社会の変化に対応しながら、健康で生きがいをもって生きることができ、地域に山積する課題を共に力を合わせて解決するために社会に参画していくという、つながりの豊かな社会が形成されます。

このような生涯学習の実践が展開される社会の形成をめざして、社会教育を中心として関係する諸機関等が連携し、本県のよさや強みを活かし、県民の主体的な学習活動の機会や環境を充実させていくことが重要です。

#### (2) 目標を構成する3つの視点

県民の生涯学習の充実をめざして、自立、協働、創造の3つの視点で生涯学習振興の諸施策を見直し、計画を策定します。

##### 視点 1 (自立)

本県では、生涯学習に取組んでいない人も多いことから、より多くの人が生涯学習に取組み、社会の変化に対応し、心豊かに、しなやかに、健やかに暮らしていくことが望まれます。一人ひとりがよく学び、知恵と技を磨き、体を鍛え、充実した人生を主体的に切り拓き「自立」することができる生涯学習社会をめざす必要があります。

##### 視点 2 (協働)

自立した一人ひとりが、自身の生活課題のみならず、地域社会に山積する課題についても自らのこととして捉え、力を合わせて地域社会に主体的に参画していくことが期待されています。

ボランティア活動への参加状況やつながり度合が高い県であるという本県のよさを活かすとともに、それぞれの強みを活かし、地域に対して貢献したり、地域社会の中で交流したりする「協働」の生涯学習社会をめざす必要があります。

##### 視点 3 (創造)

一人ひとりが知恵や力を出しあい、課題解決を図る取組みを通して、厚みのあるつながりと新たな力を生み出し、個人や地域社会の豊かさと潤いを「創造」する生涯学習社会をめざす必要があります。

### (3) 第4次山形県生涯学習振興計画の目標

仮目標 「一人ひとりの個性が奏であり 輝く山形の未来を拓く生涯学習」  
～ 自立、協働、創造 ～

## 4 第4次山形県生涯学習振興計画の性格・期間

### (1) 性格

第3次山形県総合発展計画や第5次山形県教育振興計画を踏まえ、県として生涯学習の振興に向け、総合的に施策を実施していくための基本的な方向及び方策を明確にするものです。

### (2) 期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

## 5 施策の展開について

### (1) 生涯学習の観点で整理した本県の特徴や課題

#### 特徴

本県の社会の特徴は、家族間のつながりや地域とのつながりが強く、社会関係資本が豊かであるということです。また、ボランティア行動者率が全国で1位となるなど、社会貢献の意識が高いことも本県の優れた特徴の一つです。本県には、学びと社会参画の好循環を形成できる土壌があると言えます。

#### 課題

すでに生涯学習に取組んでいる人の意識は高いと言えますが、生涯学習に取組んでいる人は多いとは言えません。より多くの県民が生涯学習を実践できるように、働きかけと支援を充実させていく必要があります。

また、趣味的な内容の講座等と比べて、現代的な課題に対応した講座等の開設は十分ではありません。個人の要望による学びを一層大切にしながらも、県民の社会貢献意識の高さを活かし社会の要請による学びを充実させ、両方の学びをバランスよく充実させていく必要があります。

### (2) 目標達成のための施策展開

生涯学習の観点で整理した本県の特徴や課題を踏まえ、本計画の目標の達成を図るために、次の3つの観点で施策を展開し、生涯学習の振興に努めていきます。

## I 自立する力と協働する力を培う学習機会の充実

### ○ 県民の学びを広げ、学びを深めます

- ・多様で充実した学習機会の提供
- ・発達段階を考慮しつつ、家庭、学校、社会という場において学習機会の充実を図ります。

#### 1 家庭での学び (p11 参照)

子どもの教育については、父母その他の保護者が第一義的な責任を有していますが、国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供などの支援をしていくことが求められています。



##### 【推進の方向性】

子どもの発達段階に応じ、親や祖父母等が家庭教育について学ぶことができる学習機会を拡充するとともに、高校生等の若い世代が親になる前に子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供していきます。

#### 2 学校での学び (p14 参照)

学校教育の役割は、学習者が生涯にわたって、主体的に自発的に学び続けることができるようになるための基礎を培うことです。生涯学習に必要な「自ら学習することを可能にする知識や能力」「自ら学ぶ意欲や態度」「コミュニケーション能力」を、第5次山形県教育振興計画の基本方針に沿って育成していくことが求められています。

##### 【推進の方向性】

学校では、「わかる授業」を積み重ねることによって確かな学力を育み、生涯を通して学ぶ心を育んでいきます。

#### 3 社会での学び (p17 参照)

##### (1) 幼児期

幼児期は、家庭を基盤としながら、子どもたち同士のかかわりや世代を超えた様々な人たちとのかかわりを通して、生涯にわたる人格形成の基礎が培われていく重要な時期です。幼児期の教育について、行政や地域社会による支援の充実が求められています。

##### 【推進の方向性】

幼児期における子どもの育ちには、地域の大人の協力は欠かせません。「子どもは社会の宝」として、子育て家庭が地域で安心して楽しく子育てができる環境づくりを推進していきます。

##### (2) 少年期

少年期は、体と心が著しく成長すると同時に、生活空間や人間関係が広がっていく時期です。自立心や社会性、創造力を養うために多様な生活体験が求められています。

##### 【推進の方向性】

放課後や週末等に、学校外の教育活動として、子どもたちが遊びを通して学んでいく場や機会の充実に努め、自然体験や社会体験等のプログラム開発や事例紹介を行っていきます。

##### (3) 青年期



青年期は、自我意識や社会的意識が発達する時期です。社会力と自立心の育成のために、多様な社会体験や勤労体験が求められています。

##### 【推進の方向性】

青少年ボランティア活動の充実を図っていきます。また、各地の青年グループを結ぶネットワークを構築し、青年同士が学びあい協働する機会を設け、青年活動を支援していきます。

#### (4) 成人期

自立した一人の人間として、力強く生きていくための総合的な力は、学校教育など人生のある一時期のみで身につけられるものではなく、生涯にわたって、多様な場で様々な学習経験を積む中で、身につけられるものです。

豊かな学習を通じて、人格を高め、必要な知識・技術等を身につけるとともに、その成果を社会貢献の活動等に活かすための学習機会の提供が求められています。

#### 【推進の方向性】

##### ①男女共同参画

一人ひとりの問題として男女の意識改革を促進し、男女共同参画を実践する人を育てていきます。

##### ②社会貢献活動・NPO活動の支援

県民へのNPO情報の発信、社会貢献活動への理解の促進等に努めています。

##### ③健康づくり

学びの場や情報の提供を進め、県民の健康づくりの意識を高めています。

##### ④ボランティア活動

情報提供、相談機能の充実を図り、ボランティア活動のネットワーク化を推進していきます。

##### ⑤安心できる生活のための学習活動

防災、防犯、消費者被害防止のための学習活動を支援していきます。

##### ⑥少子高齢社会への対応

若者の県内定住や、少子化対策、高齢者の生きがいづくりにつながる取組みを推進していきます。

##### ⑦文化芸術活動、伝統文化の継承

文化や芸術について情報提供とともに、文化財の保存と活用により地域への愛着を育んでいます。

##### ⑧環境教育の推進

学習プログラムの整備や学習機会の提供により、環境保全に取組む人材の育成を図っていきます。

##### ⑨就業や起業、地域産業の振興

技能・技術訓練等の機会を提供し、就職、就農、起業を支援していきます。

##### ⑩国際化への対応

国際理解教育の充実や、在住外国人の方々の、語学力や母国での経験等を地域に活かす取組みを推進していきます。

#### (5) 高齢期

高齢者の知恵や経験を地域づくり等に活かすことや、健康な生活を送り、生きがいを持って社会にかかわることができる環境づくりが求められています。

#### 【推進の方向性】

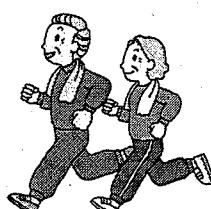
①地域参画・社会貢献 ②健康・介護 の観点から、学びや活動を支援していきます。

#### (6) 生涯スポーツ

県民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、スポーツに親しむことができるようになります。

#### 【推進の方向性】

興味・関心・適性等に応じて日常的にスポーツに親しめる機会を提供できるようにしていきます。また、指導者の育成や施設等の環境整備と有効活用を推進していきます。



## II 多様な主体の協働による学習環境の整備

### ○県民の学習環境を整えます

- ・連携協力した学習環境づくり
- ・地域の課題解決へつながる学習環境づくり



#### 学校・家庭・地域の連携協力 (p40 参照)

##### (1) 地域全体での学校教育支援

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、連携・協力しながら、地域社会全体で子どもたちの育ちを支援していくことが求められている。

##### 【推進の方向性】

美化活動等の環境支援型のボランティアに加えて、学習支援型のボランティアの掘り起こしを進めています。また、地域の教育資源をコーディネートしてくれる人材の育成と学校支援ボランティアの資質向上を図っていきます。

##### (2) 安全な居場所づくりと体験活動

地域の方々の参画を得て、放課後や休日に子どもたちが安全にすごせる場で、学習や様々な体験活動等の機会が充実させていくことが求められています。

##### 【推進の方向性】

地域の「人、モノ、こと」を活かした多様な活動プログラムを開発し、地域における豊かな体験活動を展開していきます。

##### (3) 読書活動の推進

幼い頃から本に親しむ習慣を身につけられるよう、家庭、地域、学校が連携した取組みが求められています。

##### 【推進の方向性】

保護者、学校、図書館等が連携し、協力して取組めるよう、研修の機会を充実させていきます。

##### (4) PTA活動の充実

PTAは、学校・家庭・地域を結び、子どもたちの健全な育成を図ることが求められています。

##### 【推進の方向性】 活動の活性化を図るため、研修会・顕彰制度・情報提供の充実を図っていきます。

#### 大学・NPO等との連携協力 (p45 参照)

多様で豊かな学習の場を提供するため、地域における取組みを促進していくことが求められています。

##### 【推進の方向性】 学習機会の提供や、地域とのかかわりを重視した人材育成を支援していきます。

#### 県生涯学習センターによる支援 【推進の方向性】 (p47 参照)

学習情報収集提供・相談	学習情報データベースの内容の検証や情報の集約と利活用の促進
人材育成	県教育委員会と連携し、指導者研修会の開催
学習機会提供	市町村等が行う事業や県民の自主的な学習活動に対する支援、「山形学」の継続 等
調査・研究	県教育委員会と連携し、地域の生涯学習活動の実態、ニーズの把握

#### 社会教育施設による支援 【推進の方向性】 (p49 参照)

県青年の家	青少年が交流する機会や互いに学び合う機会を提供していきます。また、若者に対する総合的な支援について検討していきます。
県少年自然の家	魅力ある学習プログラムの開発と、幅広い年齢層の利活用を拡大していきます。
県立博物館	県民からの協力を得ながら資料を収集し、知の楽しみを分かち合う博物館にしていきます。
県立図書館	市町村立図書館との連携を強化し、情報拠点としての役割を果たしていきます。

### III 豊かさを創造できる生涯学習の推進

○山形の未来を拓く人づくりと地域づくりを支援します。

- ・いつでもどこでも学べるしくみづくり
- ・社会の要請にこたえる学びへの対応

